

福祉サービスの 質の向上に向けて

北海道 福祉サービス第三者評価の ご案内



北海道保健福祉部福祉局地域福祉課
(令和6年5月版)

1 福祉サービス第三者評価とはどんなもの？

● 福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価とは、福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

● 福祉サービス第三者評価の目的は？

① サービスの質の向上

福祉サービスの具体的な改善点を把握することで、サービスの質の向上を図ります。

② 利用者への情報提供

評価結果を公表することで、利用者が福祉サービスを選択するための情報となります。

2 福祉サービス第三者評価はなぜ必要？

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法第 78 条第 1 項に定められた事業者の責務（努力義務）を果たすための一つの方法として制度化されたものです。受審（評価を受けること）と評価結果の公表は任意ですが、利用者本位の福祉の実現のため、また福祉サービスの質の向上のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

なお、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）は、平成 24 年度から、3 年に 1 回以上の受審と評価結果の公表が義務づけられています。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 福祉サービス第三者評価では、何を評価するの？

福祉サービス第三者評価は、北海道が国のガイドラインを踏まえて策定した、「評価基準」及び「評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点」に沿って行われており、サービス種別は「救護施設」、「高齢者福祉サービス」、「障がい者・児福祉サービス」、「保育所」、「児童館」、「放課後健全育成事業」からなります。

なお、評価基準は、各サービス共通の「共通評価」と、サービス種別ごとの「内容評価」で構成されています。

(1) 共通評価（45項目）

共通評価では、組織運営や人材育成、改善への取組などのマネジメントや、利用者を尊重するサービス提供体制の整備状況等について評価します。

Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針
	2 経営状況の把握
	3 事業計画の策定
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ
	2 福祉人材の確保・育成
	3 運営の透明性の確保
	4 地域との交流、地域貢献
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス
	2 福祉サービスの質の確保

(2) 内容評価（20項目程度）

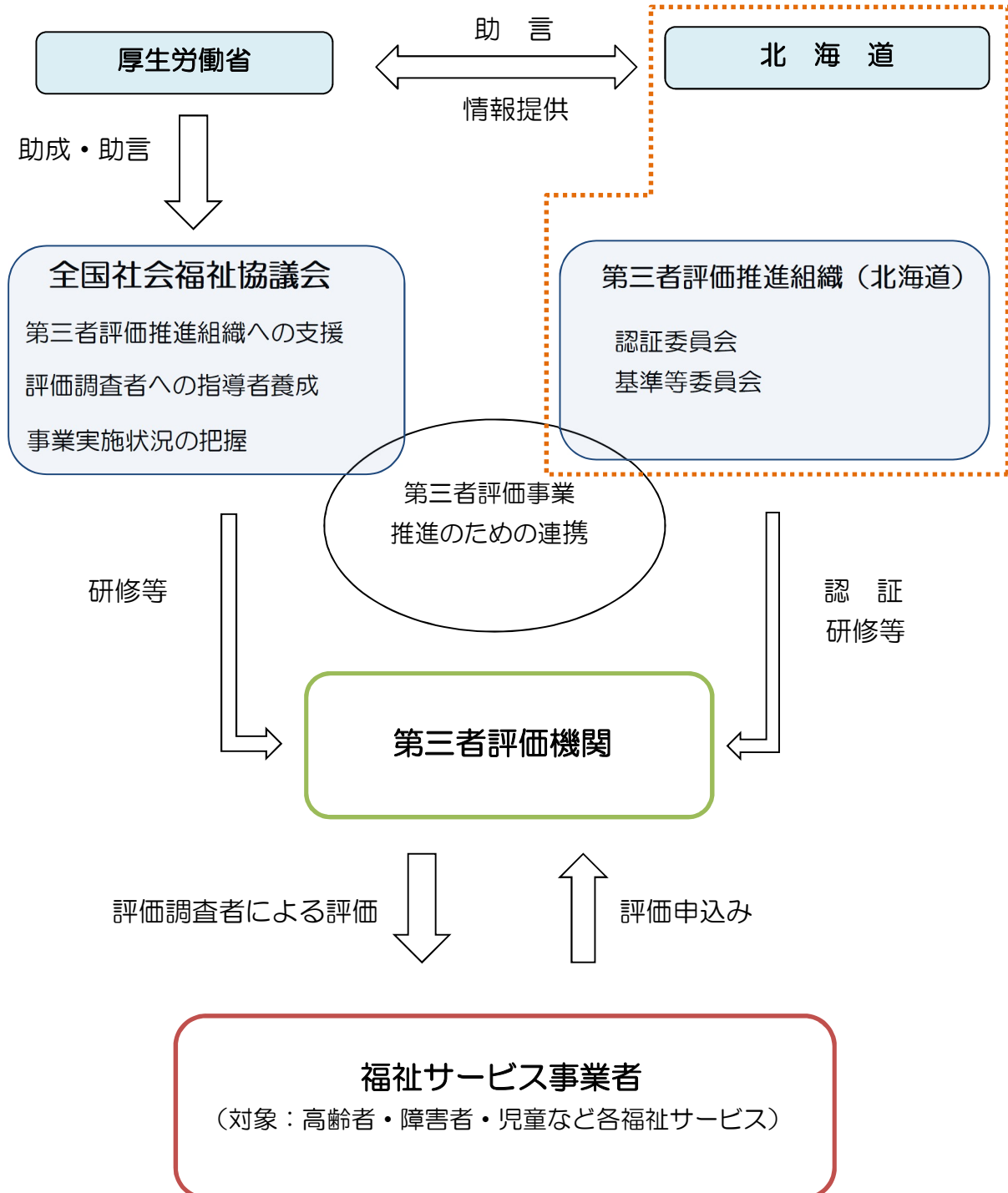
具体的なサービスの場面について評価する内容となっています。

（評価基準の一例）

- 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。【保育所版】
- 地域との関係が適切に確保されている。【放課後健全育成事業版】
- 運営の透明性を確保するための取組が行われている。【保育所版、放課後健全育成事業、児童館版以外】

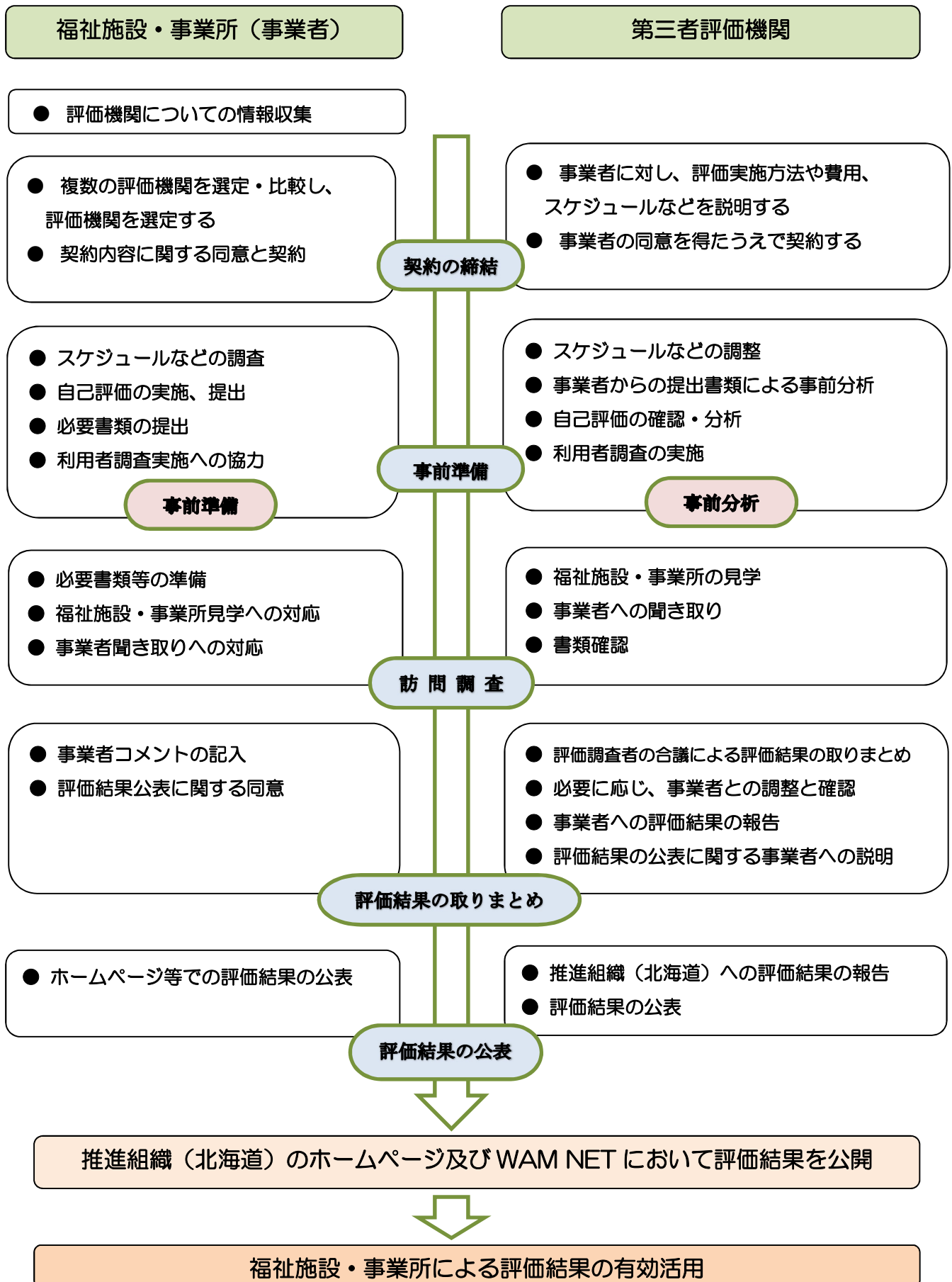
※ 第三者評価の受審が義務づけられている社会的養護施設については、全国共通の認証を全国社会福祉協議会から受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。詳しくは、全国社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

4 福祉サービス第三者評価事業の推進体制（概略）



5 福祉サービス第三者評価の流れは？

～受審申込みから結果公表までの標準的な流れ～



6 第三者評価機関には、どんなところがあるの？

- ※ 評価機関ごとに、サービスの種別や利用定員に応じて評価料金を設定しています。
詳しくは、各評価機関にお問合せください。

株式会社 吉岡経営センター	
所在地	札幌市中央区北 6 条西 24 丁目 1-30
電話番号	011-644-8988
ウェブサイト	http://yoshioka-group.jp/
対応可能な分野	障がい分野/保育分野/高齢分野
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	
所在地	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地
電話番号	011-241-3982
ウェブサイト	http://www.dosyakyo.or.jp/
対応可能な分野	高齢分野
特定非営利活動法人 シーズネット	
所在地	札幌市北区北 10 条西 4 丁目 1 番地 SCビル 2 階
電話番号	011-717-6001
ウェブサイト	http://www.seedsnet.gr.jp/
対応可能な分野	障がい分野/保育分野/高齢分野/救護分野/児童館/放課後健全育成事業
サード・アイ 合同会社	
所在地	札幌市手稲区手稲本町 2 条 1 丁目 4-5 フェーデ手稲
電話番号	011-299-2931
ウェブサイト	
対応可能な分野	障がい分野/保育分野/高齢分野/救護分野/児童館/放課後健全育成事業
特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ	
所在地	札幌市北区麻生町 3 丁目 5-5 芝生のアパート SK103 号
電話番号	011-788-2563
ウェブサイト	
対応可能な分野	障がい分野/保育分野/高齢分野
株式会社 ソーシャルリサーチ	
所在地	札幌市厚別区厚別北 2 条 4 丁目 1-2
電話番号	011-558-0058
ウェブサイト	https://sorico.net/
対応可能な分野	障がい分野/保育分野/高齢分野/救護分野/児童館/放課後健全育成事業
合同会社 mocal	
所在地	札幌市中央区北 5 条西 23 丁目 1-10-501
電話番号	011-641-9010
ウェブサイト	http://mocal2016.com
対応可能な分野	障がい分野/保育分野/高齢分野/児童館/放課後健全育成事業

7 福祉サービス第三者評価の受審の効果は？

【組織内の効果】

- 福祉サービスの質に関わる改善点や成果が明らかになります。
- 改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けて具体的な目標設定が可能となります。
- 第三者評価を受ける過程を通じて、職員の自覚や改善意欲の醸成、課題の共有が促進されます。

【対外的な効果】

- 福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを利用者や家族、地域に発信でき、信頼の獲得と向上が図られます。
- 評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針やサービス・支援の内容、特徴をアピールすることができます。



北海道

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-231-4111（内線25-621）

※ 福祉サービス第三者評価の詳細は、道ホームページに掲載しています。

「北海道 福祉サービス第三者評価」で検索してください。

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/sus/houjin/gijyou/148865.html>